

平成26年北秋田市農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時 平成26年10月7日(火) 午前9時00分から午前10時20分

2. 開催場所 北秋田市役所本庁舎 大会議室

3. 出席委員(35名)

2番 長崎 成人	3番 近藤 利紀	4番 金 俊英
5番 長岐 正	6番 三沢 博隆	8番 佐藤 篤史
9番 杉 渕 渉	10番 佐藤 利子	11番 藤島 孝雄
12番 篠内 豊	13番 佐藤 清一	14番 松橋 利彦
15番 湊 広	16番 佐藤 茂延	17番 金田 悦子
18番 加藤 隆悦	19番 小野 安則	20番 宮腰 文義
21番 畠山 正敏	22番 木村 正彦	23番 太田 兵一
24番 柴田 隆一	25番 柴田 英一	26番 畠山 隆生
27番 佐藤 哲也	28番 米澤 一	29番 若松 一幸
30番 松浦 義春	31番 布田 久人	32番 齋藤 富美雄
34番 藤岡 茂憲	35番 檜岡 悦子	36番 嘉成 久雄
37番 三沢 定幸	38番 後藤 久美	

4. 欠席委員(3名)

1番 三浦 剛	7番 土濃塚 謙一郎	33番 伊東 誠子
---------	------------	-----------

5. 欠員(0名)

6. 議事日程

第 1	報告第 1号	会務報告
第 2	報告第 2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
第 3	議案第42号	非農地証明交付申請の承認について
第 4	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 5	議案第44号	農地法第3条の規定による許可の取消について
第 6	議案第45号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第46号	北秋田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について

7. 出席した事務局職員

事務局長 長 岐 正 美 副主幹 佐 藤 修 主査 鈴 木 潤

8. 議事録署名委員

8 番 佐 藤 篤 史 9 番 杉 渕 涉

9. 会議の概要

事務局	ご苦勞様です。只今より平成26年北秋田市農業委員会第11回総会を開催いたします。会長からあいさつをお願いします。
会 長	会長あいさつ (省略)
議 長	10月の定例総会を開催したいと思います。はじめに出席状況から報告いたします。委員38名中、欠席届が出されておりますのが、1番三浦剛委員・7番土濃塚謙一郎委員・33番伊東誠子委員の3名であります。38名中35名が出席しており、定足数に達しておりますので総会成立となります。それでは第11回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議 長	議事録署名者の指名であります。当職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認め当職より指名をいたします。8番佐藤篤史委員、9番杉渕渉委員のご両名をお願いをいたします。それでは案件に入ります。「報告第1号会務報告」を事務局よりお願いいたします。
事務局	「報告第1号会務報告」議案書により説明。 (詳細省略)

- 議 長 会務報告でありますのでご了承願います。次に「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題として事務局の説明を求めます。
- 事務局 「報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について」議案書により説明。
(詳細省略)
- 議 長 報告第2号について事務局より説明して頂きました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)
- 議 長 質問がないようでありますので、次に「議案第42号非農地証明交付申請の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。
- 事務局 「議案第42号非農地証明交付申請の承認について」議案書により説明。
(詳細省略)
- 議 長 議案第42号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号1番について議席番号15番の湊広委員さんから受付番号2番については議席番号14番の松橋利彦委員さんからそれぞれ説明お願いいたします。
- 15番 15番湊です。受付番号1番について報告させていただきます。調査月日は9月29日午前9時から調査員は事務局より長岐局長・佐藤副主幹・鈴木主査で委員からは11番藤島孝雄委員・12番簾内豊委員・14番松橋利彦委員と私の7人で調査いたしました。場所は大野岱地内で市民病院の旧薬局跡の後ろです。位置図は6ページから8ページです。昭和51年頃から森林の様相を呈しているためとのことでありましたが、申請のどおりと見てきました。ご審議をよろしくお願いいたします。
- 14番 14番松橋です。受付番号2番について報告させていただきます。調査日・調査委員は湊委員さんと同じですので省略いたします。位置図は9ページから11ページです。現地は桃栄集落から1キロほど道城方面に向かったところ。周辺一帯は昭和50年頃まで畑として耕作されていましたが、杉が

植林され山林化していました。周辺もすべて山林であるため周りに及ぼす影響もなくやむを得ないのではと見てきました。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。議案第42号について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。受付番号1番については当職との関連がありますので、受付番号2番について質疑に入ります。「議案第42号」中、受付番号2番について、皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第42号」中、受付番号2番につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め決定いたします。受付番号1番については当職との関連がありますので、三沢職務代理者に議長をお願いいたします。暫時休憩いたします。

(38番後藤久美会長退席)

議長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第42号」中、受付番号1番について質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。「議案第42号」中、受付番号1番につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。暫時休憩いたします。

(38 番後藤久美会長入席)

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。次に「議案第 4 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第 4 3 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明しました 2 件につきましては、別添調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていることを確認しております。

議 長 議案第 4 3 号について事務局より説明して頂きました。現地調査して頂いた委員さんからも説明願いたいと思います。受付番号 1 番について議席番号 1 2 番の簾内豊委員さんから受付番号 2 番について議席番号 1 1 番の藤島孝雄委員さんから説明お願いいたします。

1 2 番 1 2 番簾内です。受付番号 1 番について報告させていただきます。調査日・調査委員は湊委員さんと同じですので省略いたします。位置図は 1 3 ページから 1 5 ページです。現地は 7 号線を鷹巣から前山へ向かい前山の最初の信号機の手前を右に入ったところです。1 反歩については、T さんが小作しておりました。2 反 6 畝については、今年度は転作で大豆作付けとなっておりますが、草が多いなど見てきました。2 筆とも畦畔等がしっかりしておりましたので問題ないと見てまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

1 1 番 1 1 番藤島です。受付番号 2 番について報告させていただきます。調査日・調査委員は湊委員さんと同じですので省略いたします。申請地の位置図は 1 6 ページから 1 8 ページご覧ください。現地は国道 1 0 5 号線を七日市岩脇地区から 7 キロほど入った下船木集落にある農地であります。現在は譲受人の FZ さんが耕作しております。まだ刈り取りはしておりませんでした。境界等もしっかりしておりましたので、特に問題はないと見てきました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。議案第43号について、事務局あるいは現地調査していただいた委員さんからもそれぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打切り採決いたします。議案第43号につきましては原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第44号農地法第3条の規定による許可の取消について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第44号農地法第3条の規定による許可の取消について」議案書により説明。

(詳細省略)

議 長 ありがとうございます。「議案第44号」につきまして、事務局から説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

12番 12番簾内です。24年に許可となっておりますが、26年に所有権移転した場合に贈与税がかかるのと為、取り消しするとのことですが。その場合、贈与税から逃れるのですか、逃れないとすれば24年にも贈与税がかかり、今回は所有権を元に戻した場合、また贈与税が発生するとすれば二重になるのではないですか。この点についてはどう解釈しておりますか。

議 長 休憩して説明してよろしいですか。暫時休憩いたします。

議 長 休憩以前に引き続き会議をいたします。「議案第44号農地法第3条の規定による許可の取消について」これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

(なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第44号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第45号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」議案書により説明。

(詳細省略)

なお、ただいま説明した計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 「議案第45号」につきまして、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

9 番 9番杉渕です。利用権設定で受付番号1番と2番だけ利用期間が5年となっておりますが、何か訳があるのですか。

議 長 事務局の説明願います。

事務局 議案45号の受付番号1番と2番について利用期間が5年となっている件についてお答えします。耕作者のOHさんとそれぞれ6件の貸人が事務局に見えられて申請書を作成する際に、前は10年ですが今までどうりでいいですかという話をして、同じでいいですとなったのが10年です。この2件については少し短くすることで合意となったため5年となっております。両者が事務局で話し合いのもとで決まった年数となっております。

議 長 その他、ご質問ご意見等何かございませんか。

 (なしの声)

議 長 質問がないようですので、質問を打ち切り採決いたします。「議案第45号」について原案どおり決することにご異議ございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。次に「議案第46号北秋田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」を議題として事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第46号北秋田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」議案書により説明。

 (詳細省略)

議 長 「議案第46号」につきまして、事務局の説明が終わりました。皆さんからのご質問ご意見等頂戴いたします。何かございませんか。

 (なしの声)

議 長 質問がないようですので質問を打ち切り採決いたします。「議案第46号」について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。以上をもって、提出議案はすべて終了しました。これをもって「平成26年第11回北秋田市農業委員会総会」を終了いたします。